百々裏話（96）

おもて　あきら

——鉄之丞家代々（その五）——

◎観世織部清興（二代目）〈続き〉

前回（昨年11月）は、鉄之丞家二代目の観世織部清興が寛政5年（一七九三）に兄清充の退隠に伴なって本家を嗣ぎ、十九世観世大夫となった事までを述べた。清興も父の清尚に似て筆まめな方であったらしく、彼の手に成る文書が少なからず観世宗家に残っているが、その中に「享和二壬戌二月七日　真観十九世　観世大夫清興（花押）四十二歳染筆」と署名した小謡四海波の一軸がある。管見では、観世大夫自身が何世と署名している文書としてこれが一番古い。また彼には「国楽長者案清興」と署名した文書もある。将軍家斉の生家一ツ橋家が宝生流を嗜んだことから、寛政11年の宝生流寛政版謡本の刊行が象徴するごとく、清興が大夫の時代には宝生流の進出が顕著であった。我こそは四座の筆頭大夫なりとの意地が、右のような署名を書かせたものであろうか。事実、宝生が進出したとは言え、多年の慣習に支えられた観世大夫の地位は不動であった。寛政6年11月に若君（家慶）宮参り済祝賀の山王法楽能が恒例の如く二日間演じられたが、初日は観世座だけで勤め、二日目が他座の立合である形は旧例のままであり、しかもその時に新設した舞台はそのまま清興が拝領している。文化8年12月25日の本丸奥御能で関寺小町を務めているのを初め、『ふれながし御能組』の番組によっても、やはり観世大夫が最も重用されている。晩年、清興は元章の旧例にならって、十五日間の勧進能興行を願い出、許可を受けてもいる。彼が観世大夫であった間は、観世座の地位は揺るがなかったと言ってよかろう。但し、勧進能の実現を目前にした文化12年（一八一五）9月6日、清興は享年55歳で没し、勧進能は二十世観世大夫を嗣いだ長男三十郎清暘によって、翌年から翌々年にかけて興行されたのである。

◎観世四郎清宣（三代目）

鉄之丞家三代目の清宣（きよのぶ）は、清興の次男である。彼の経験についての主資料たる弘化四年（一八四七）の観世鉄之丞『由緒書』も『観世累葉履歴』も、その享年を記さず、他にも彼の年齢に言及した記事を含んでいないため、清宣の生年は不明であった。観世宗家にも鉄之丞家にもそれを補い得る資料は残っていないらしい。前回、寛政五年当時の清宣について「五、六歳だったらしい」と書いたのも、全くの臆測に過ぎない。しかるに、本稿を書き進めているうちに、彼の生年を推定せしめる資料が一つあることに気がついた。

清宣は、文化13年から14年にかけて、兄の観世大夫清暘が父の遺志を嗣いで催した江戸筋違橋での勧進能に協力しているが、この時の勧進能については、『能楽』第三巻（昭和11年）の第二号・第三号に、柳沢澄氏が「文化の勧進能」と題して詳しく考察している。右の柳沢氏の論の中に、書名やその所在を記さないまま、〃次に見物した者の印象記述を抄録して、当日の場内の有様並に舞台の様子を窺ふことにする〃と前置して、文化13年当時の記録に相違ない文書が引用されているが、その初日の記事に次のような文が見える。

先の観世大夫の忌ありとて翁は無之。高砂観世大夫相勤。殊の外ふるへ見へ候よし。うれしさもあり、又は雨の中の心配もあるなどと承（うけたまわ）り、織部の田村は誠に出来よろしく、此人十七歳の時、田村に面をかけず素面にて勤候処、上の御感あり、地所拝領しけるよし。新九郎紫しらべの小鼓なり。

田村を演じた織部がすなわち清宣であり、その清宣が17歳の時に将軍の面前で田村を演じ、御感にあずかったことがあると言うのである。一方、江戸城内での演能の詳細な記録たる『ふれながし御能組』によると、文化13

年以前に清宣が城内で田村を演じたのは、寛政13年2月3日の本丸奥御能の際と、文化12年4月2日の公家衆接待能の際の二度だけである。文化12年に17歳では『由緒書』等によって知られる清宣の履歴と著しく矛盾するから、寛政13年(一八〇一)の分が17歳での演能に相違あるまい。とすると、彼が生れたのは天明5年(一八七五)ということになる。基礎資料たる柳沢論文所収の文書の性質が不分明であり、話自体が伝聞的である上に、〃そのために地所(拝領屋敷)を与えられた〃という事実と違う説をも付随しているから、確実とは言い兼ねるが、天明5年生れならば、父清興25歳の時の子で、兄の清暘より四つ年少となり、清宣の他の経歴ともほぼ合致する。他に資料もないので、以下、右の推測に従って論を進めたい。

天明5年生れならば、父が観世大夫となった寛政5年には9歳である。分家初代の清尚が観世大夫を嗣いだ際に次男の清興が直ちに二代目を嗣ぐことを許されたのが14歳であったのと比較しても、すぐに三代目を嗣ぐには幼少であり過ぎた。織部家の扶持が当人一代限りを立て前とするものであったことも影響していよう。「父織部本家相続被仰付候節、幼少ニ而御用相勤兼候ニ付、父取来扶持方並屋敷共差上」と『由緒書』に言うごとく、一旦扶持や拝領屋敷を返上し、織部家が中絶したゆえんである。しかし、然るべき年令に達すれば分家を再興する事は諒解ずみであったと思われ、清宣は早くからそれにふさわしい稽古を受けたらしい。前述した寛政6年11月11日の山王法楽能の初日には、父の高砂、兄の田村、父の芭蕉、兄の是害に続いて、切の猩々を「鉄之丞」が勤めている。鉄之丞が幼少の頃からの清宣の通称であった。

寛政12年5月18日の本丸奥御能に経政を勤めたのが、江戸城内での鉄之丞清宣の初役である。嗣子でもないのに江戸城内の能にシテを勤めるのは異例のことであり、織部家相続が当然視されていたからこそであろう。翌寛政13(享和元)年にも、前述した田村の他に、西丸御能では箙を、本丸奥御能では猩々・土蜘を演じている。享和3年、19歳の時に元服したが、まだ分家再興は許されていない。文化4年に奥御用と西丸御用とを仰せ渡され、誓詞を呈出しているのは、それ以前の出勤は臨時のもので、この時から常詰になったのであろうか。ただし、出勤の回数がその時以後に特に増加しているわけではない。江戸城内での催しが前代に比較して少なかったことにも由るのであろう。

文化6年、25歳の時に、ようやく分家の再興が許された。『由緒書』に、「同六巳年二月十二日於水野出羽守殿御宅新規御扶持方拾人扶持一生之内被下之、父観世大夫非番之節は同様非番ニ可罷在旨被仰渡」とあるのがそれで、16年ぶりに観世分家(鉄之丞家)が復活したわけである。〃新規〃に〃一生之内〃という条件つきの〃拾人扶持〃は、初代清尚二代清興と全く同じ待遇である。但し、下谷小島町の分家の拝領地は、寛政6年に父清興が弟子への助力の名目で拝借していたためか、すぐには清宣の所有に帰さず、願い出て下賜されたのは文化10年10月14日である。

分家を復活した翌年の文化7年3月6日、公家衆接待能に祝言呉服を勤めたのが、清宣の表能の初役である。幕府の公式の催しであり、初出勤には時服拝領が付随した表能は、将軍家の私的な催したる奥御能や西丸能に比し、演者の家格が重視され、正式に分家を再興するまでは出演できなかったらしい。

文化12年9月6日、清宣31歳の時に父の観世大夫織部清興が歿し、三十郎清暘が観世大夫を嗣ぎ、名を左近と改めた。父の服喪が過ぎた後に、清宣は「鉄之丞」から「織部」に改めたい旨を願い出、12月13日に聞き届けられた。かくて、観世分家の当主は三代続いて織部を称することになったわけである。

―この項続く―　(48・6・6)